

平成五年五月一日 越谷市郷土研究資料

市民祭展示資料

市 神 社 社

越ヶ谷本町

越谷市郷土研究会

理事 山崎善司

市神神社

越ヶ谷本町

山崎善司

一、社地 壹畝貳拾歩 拾間 五間 神主 須藤撰津 勘太夫 抱

一、社屋 拾歩四厘 但、小屋敷 無役 勘太夫分 三町割余也
無役 勘太夫 割余地

一、起立 右 市神社 再興起立 嘉吉二戌年正月七日也、社屋再建立 延享三寅年

一、祭神 大日靈命 合殿 大市姫命・手力雄命

越ヶ谷町元祿検地帳写併 越ヶ谷町鑑文化年中 福井猷貞記より

当市神神社は、大沢橋のたもと、北に向かつて右手に在り、現在では珍しい草葺屋根の拝殿と、神殿造り銅版葺屋根の奥殿を具えた、小さいが立派な神社が建っている。

越ヶ谷本町の鎮守、神明神社であるが、越ヶ谷六斉市の市神として、寛永年間、四丁野村より橋台と称した、当所に移したと伝えられて居り、本町の商家や住人や市の人々の間で深く崇敬されいてる。

石造 花崗岩鳥居 一基 明治二十八年九月

石造 御神燈 一對 文化十三年 本町壱番組奉納

石造 お手洗石 屋根付き 一基 文政十三年六月吉日 古着屋仲間寄進

石造 鳥居寄進 記念碑 一基 明治二十八年九月

石造 大神宮祠 一基 文政八年 本町壱番組寄進

木造 稻荷社の祠 一基

此の神明社には、嘉吉二年再興と記された棟札が有ったと云われるが、現在は、所在不明である。

越ヶ谷本町 市 神 社

越ヶ谷本町の橋際に建つ市神社は、嘉吉二年の棟札を持つ神社で、其の規模は小さいが（拾歩四厘）、本殿は神殿造、銅版葺屋根を持ち、拜殿は重厚な草葺屋根で立派な建物である。

嘉吉二年の棟札と云う事は、永享の乱が結城の合戦の末、嘉吉元年四月十六日、結城城が落城して終を告げた、越ヶ谷地域も又、此の合戦には結城側であった、（越ヶ谷駅西側の忌田の中に嘉吉元年記板碑の在った事が記録され、「其の地は合戦が在り多くの戦死者の墓」と言われる伝承が残る「新編武蔵風土記稿」）、戦乱が納まり世の中が平和となり、生産が増し、交易が盛んに成って来たので、越ヶ谷地域が「市神社」を再建出来る迄に復興したと云う事が言える。

市（いち）とは、品物の交換を行なう事、又は、其の場所を云い、毎日、又は定期に商人や生産者達が集まり品物の交換、又は、売買を行なう場所を市（いち）が立つと云ひ、常設の設備を持つ所を市場（しじょう）と云う。令制により、平城京や平安京には、官営の市が立ち、中世以降、自足経済が余剰生産物を増すに連れ、公益の機関として、交通の便利な地や、人の集まる場所・町・市街地等各地に、市が立つ様になる。

各地域の経済圏毎に、月に六日づつ市の立つ日を定めたので、六斉市（ろくさいいち）と云う。

越ヶ谷周辺の経済圏で、毎月、六斉市の立つ市日は、次の如くである。

- 1/6日 Ⅱ 岩槻宿・平沼（吉川）・栗橋・忍（行田）、
- 2/7日 Ⅱ 越ヶ谷・幸手・浦和・菫浦、
- 3/8日 Ⅱ 三輪江・鳩ヶ谷・久喜・原市（大宮公園）・扇町屋（指扇）、
- 4/9日 Ⅱ 粕壁・騎西町場・羽生・鴻巣・向古河宿、
- 5/10日 Ⅱ 草加・杉戸・賀須・鷲宮・桶川・上新郷、

市場に対しては、市庭錢（いちばせん）を課した、中世、国衛・莊園・領主は、領内の市場に対し課したものを市庭錢と云い、江戸時代には、市場運上金・名荷金・所場代等とも云い、国・莊・寺社領主・守護・地頭・藩・領等、時代と共に呼名・支配は異なるが、其の時代時代の財政を潤す財源として、重要な地位を占めて来た。

市神は、古く、律領時代、京の左右の市に神を祭つたのが初見で、後、各地の市の立つ場所に、祭られる神の事で、市の立つ場所の路傍等に、自然石、又は、六角石柱等を建てる事もあり、市場の発展と共に各地に、市神社が建立され、初期には、供御人・神人・各座の人々の崇仰を集め、次第に商人・周辺の生産者・町場の住人等の信仰の対象となつて行つた。

律領時代の「市」を構成する人々

市場を構成する人々は、初期の頃は、国衛領・院領・莊園・寺社領等に住し、之等の必要物資を供納・献上する役目の部民達であつたが、此等は、供御人・神人・寄人等と云われ、自由に国・莊・寺社の領地を越えて、山野を駆け巡り原料の供給・製品に加工・売買交易（商人）・物資の移動・船による江海の運送を行ない、「市」の主役であつた為、其の自由往反・交易の自由の権利を授与され、国衛領・院領・莊園・寺社領等に対し、必要物資を供納・献上して、特権を獲得している、其の現れとして、京の市場神を祭る例に習い、「市神神社」を祭り崇拜したものとと思われる。

之等の、供御人・神人・寄人等は、国衛領・院領・莊園・寺社領等に貢納・供納・献上を盛んにして、此等の特権を獲得し、体制派への「津料」「関・渡・泊料」の免除、「諸国自由往反」「市場での交易自由」・「搬送通料」の免除の特権を授与され、自らも、国衛領・院領・莊園・寺社領等に本貫の地を持ち、体制派からの譜課徴収から逃れた。

然し乍ら、次第に原料の供給者、製品に加工する生産者、売買專業者（商人）、運送者、船による江海運業者等に次第に分業化が進み、又、地域的分業化は、金銀銅の鋳山師・金銀銅地金の鍛冶師・刀鎌鍛の小鍛冶師・燈炉

御作鍋鎌の鑄物師（イモシ）・金銀銅の細工師、桧杉真柏松等の杣師（ソマシ）・桧杉真柏松等建材等の桧物師・建築工人・木工諸細工師、椀祭器諸道具等の木地師・漆師・塗師、土器陶器等の焼物師・土師（ハジシ）、薬草・香り物採集し売歩く香具師（コウグシ）・医師（クスシ）、塩の製塩の浜物師・塩の専売業者・魚鱗海藻干物等の嶋浜者・沖取魚漁の漁師、鳥獸肉皮革等の獵師・調理師、馬牛家畜等の牧司、絹木綿等の糸布綿織師・染師・縫師、燈炉小照明器具の燈炉御作師・灯明油・烽火（カガリビ）の継松・明松（タイマツ）等の立明人、船の運搬輸送には梶取船頭等々、職業的分業、地域的分業が益々進み、此れ等の交易売買して、物資・資材を買集め京にて売る專業商人が出来て来る、やがては其れ等地域經濟の担い手となり大きく「市」と共に発展するのである。

鎌倉時代の供御人・神人

鎌倉時代になると、律領制以来、地域性により、屋敷地や・居屋敷・取巻く耕地は、班田給受制により、農地を主とした国家態制を基軸とした、地租即ち固定資産税は、律領制度で定めた如くであるが、次第に農以外の生産物が増加し、交易が必要となり、「市」の必要性が大となり、「市場制度が確立」される、其の結果市場から「津料」取引高税を徴収する組織に、編入しようとする。

供御人・神人達の生活は、建暦三（一一二二）年十一月、「燈炉御作鑄物師等の所」へ宛てた藏人所牒案「鎌倉遺文」を勘案すると、次の如くなる。

『越中国の鑄物師達は、元來照明用の釣り燈炉を作つて宮中に「備進」する供御人であつた事が解る。

牒案に引用された 鑄物師等の「解状」は、凡そ次の様な興味深い内容を伝えている。

- 1、彼等は「五畿七道諸国を往反」し、「鍋・釜」は本抛地金家で製造した物を諸国に持運び販売していた、又、「鋤・鍬」は、簡単な吹籠・槌・鉄床・銑鉄を持運び村々を巡回して、打鉄し細工する、彼等は「身に芸能を付けた」「諸道の細工人」と呼んでいた、之等は、伝統的な、「諸道細工人」の在り方で、旅から旅の生活が通常の生活である。

2、平安時代末期、国衙体制と荘園制の進展は市・津・関・渡・泊等に対する規制を強めたので、彼等は、通行と営業の自由を求めて、天皇家の供御人と成ったが、彼等に対する特権の授与と引換えに「営業の利潤を以て、御年貢、以下臨時の召物」を備進するものであった。

3、彼等は、荘・公の枠を越えて「市」から「市」へ、村々へ巡回して自由に、鍋・釜・鋤・鍬類を運び売・交易し、其の対価として得た「布・絹類・米穀・大豆・雑穀・雑物類」を、之等の不足している他の「市」に運び、交易して利潤を得ていたもので「往反」した生活が当時の「供御人」「神人」等の一般的生活であった。

4、鎌倉時代になると、治承・寿永の内乱以後、支配体制が変り、諸国に守護・地頭を置く、此等、守護・地頭は、領内に「市」を整備し「津料」を懸、関を設け「通行税」を賦課した、此の為、此の様な「新儀」は、特に 3、の商品を売買・交易する鋳物師等の供御人・神人等に対する圧迫となった。

天皇家から見た、之等の身分は、御贖貢進の雑色で、彼等は、本来は天皇家の供御人で、職人的存在で「座」と云う組織の集団であり、又、「諸方兼帯の供御人」とも唱えた。

天皇家院宮の供御人・諸社寺の神人・寄人・在家・召次・大番舎人・神職等は、国衙・院宮領・荘園・社寺領等に本貫の地を持ち居住し、之等に、献上物・供御物・功物を行なって其の身分を獲得して、守護・地頭からの諸賦課・国役・雑事等の責徴に応ぜず、鎌倉幕府体制の守護や地頭支配体制との間に、年貢並びに諸税の取り分に関する紛争が絶えなかった。

公家・寺社と武家との対立

「鎌倉遺文」より

1、山城国小野山供御人は、内蔵寮（くら）・主殿寮（とのも）の供御人が、兼帯で「諸社」・「諸寺」にも明松を以て仕える、「立明人」なる者が居た。

2、近江国菅浦百姓等は、建長四（一二五二）年、比叡山檀那院の支配下に在り。「菅浦文書」

3、嘉元三（一二三〇）年、には更に、「日吉社・八王子神人」で在った他、「二宮権現の神人」を兼ねて居る事が見え、之等、供御人・神人兼帯は菅浦百姓等の選んだ道で、鎌倉幕府の守護・地頭の賦課の取分から逃れる為に、供御人・神人・社人の道を自らが選んだと言える。

之れ等により、菅浦供御人の場合、湖上交通の自由の確保、諸国往反の自由、「市」に於ける「津料」の免除の特権を授与されている。丹波国波々伯部村の田端百姓等は、所領加地子を「寄進」している。

4、丹波国波々伯部村の田端百姓等は、所領を感神院神人と成る為に、加地子「寄進」により、其の主體的な側面を強めると共に「神職」と云う身分的特権を保有したので、「神職を解かずして、如何でか繫縛さるべけんや」と幕府の裁許状も認めざるを得ない、守護・地頭に対抗する、法的地位を確保出来た。

5、鎌倉幕府法が、「西国住人等、神人と号し、狼藉に及ぶ、彼等は院宮寺社等に供御物・寄物・功物の沙汰を好み、乱暴を致すの間、守護・地頭代等と争論に及ぶの時は、忽ち喧嘩に及ぶ」「神民、狼藉を致すに及んでは、神職を解却すべし」とした所から察するに、先の職人Ⅱ商人的供御人・神人・寄人は献上物Ⅱ供御を行なつて、其の身分を獲得し鎌倉幕府に対抗したとして、大きな問題となった。

6、貞応二（一二二二）年頃、大和国在庁官人等の解状に、「当国土民、皆以て諸社神人・院宮供御人・召状・大番舍人等なり。公田は、又、彼の権勢の輩等の兼作也」と云う状態を嘆き、彼等が「国役・雑事に對捍し」て、此が「傍御の土民等・此の列を守る」と述べている。

7、淡路国では、彼等が「私出挙物を責徴」する事が問題となった。

鎌倉幕府側の、守護・地頭や在地領主階級の諸勢力が、勿論之等の現象を全く放置していた訳では無かった。此れ等の対抗策として、次の様なものが見られる。

- イ、「市」「関」の支配 津料・通行料の徴収。
- ロ、「渡」「泊」の支配 船運送の監視制限。

- 八、「在家」の支配 彼等の生産の生活活動の形態に依じた在家数の制限。
二、「給田」「給名畠」 手工業者に給田・給名を与えて荘国村落内に抱え込む。

此れ等の内最も有効な手段として、「給田」「名田畠」を与えて、荘国村落内に抱込事であり、諸道往反し、山野を駆巡る供御人・神人集団と、座を結集する手工業者を分離して村落に定住させる事が出来た。

1、若狭国国富荘に於ては、「元は指したる百姓に非ず、領家の憐愍を以て召仕えらるる」「紙漉恒利」が見出される。「鎌倉幕府裁許状集」

2、宇佐宮では、「土器工長職」が見出され、「名田畠」を与えられ、農工結合の状態が存在して居る。

3、嘉元四（一二三〇六）年、備後国大田荘の「相論裁許状」には、「運送船に於ては、梶取（かじとり）給田を引募るの上、船賃は惣庄の役」とされた様に「年貢運送に当った船頭は、「荘抱」であった。

4、鎌倉時代、薩摩国入来院塔原郷では、「借屋崎」「領主館」に市庭があり、皮屋・金家が地名として固定し、其の他、「土器作」なる在家の名前も認められる。「入来文書」

此の様に、社会的分業の体型が、鎌倉幕府体制の中に於て、社会的分業の体型が、守護・地頭等の支配の掌中に次第に握られて行く様子が解る。

然し、宮院寺社の特権を持つ供御人・神人等の利害を侵害するものであり、宮院方との確執となり、やがて承久の役となり、正中の変・元弘の乱に続き鎌倉幕府の倒壊に繋る事になる。

鎌倉時代の社会的分業体型は、以上の如く、諸国を往反する供御人・神人型と、荘・村・村抱え型との二種類の手工業者・商人に依って担はれて居た。

然し乍ら、之等の生産物資は、量的にも質的にも、広範囲な繋がりをもち、経済活動に、重要な役目を担って居

たのは、前者であり、彼等の展開する、物産ニ商品と貨幣関係は遙かに後者を凌ぎ、此れ等の紛争の種が鎌倉幕府倒壊の原因を為したと言える。

現代に於ける「市」の構成

「市」にまつわるものに、現代迄続く、香具師（ヤシ・テキヤ）の集団がある、香具師の集団は神皇皇帝を祭る神皇皇帝（ジンノウコオテイ）を祭る人々には、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が居り、昔、百草を嘗めて病気を癒したと云う、神皇皇帝の古事に習って、今も、香具師（ヤシ・テキヤ）の人々は之を祀る。

神皇皇帝書の定めに従い、規則を創り、素人盲目等を此れに従がはせて、検校職とし、又、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が、初めは香具師（コウグシ）の仲間とした。

現在は、次第に香具師の他、衣・食・住に関する雑色物等の交易を成す者、「市」に係る者全般を組織して、配下に組み込み、現在では「市」に係る者を惣じて、「ヤシ」と言う様になる。

諸国諸道の往反自由と、市・市での交易自由「津料」の免除の特権を有し、全国的組織で渡り歩く事の出来る渡世で、往時の供御人・神人としての流を汲む者達である。

是等、「ヤシ」集団に対し、市場町を形成する定見世商人が居る、給田・名田畠を持つ荘・村抱と成り、体制の支配下と成った者達で、「市」の構成は、江戸時代になると後者が「市」の主流となる。

上八 齊市 (ろくさいいち)

埼玉国史大辞典

鎌倉時代末頃より、本県域でも定期「市」の成立を見るが其れ等は、初め月三度特定の日に開かれ三齊市であったが、室町時代には、五日置きに一度、定期的に月の内六回の「市」が開かれる六齊市に発展した。

南朝時代記の常陸国府での六齊市が早い例とすが、戦国時代になると、代銭納の為に銭貨の獲得や、年貢物の売却等の為に、「市」の重要性が増し、各地に市の設置を見る。

戦国大名は、領国経済の発展の為に地域毎の各地に、六齊市を設定し地域経済圏内の流通経済の発展を促進し、城下町の経営育成に重要な為、種々の保護を商人に与えた。

江戸時代になると、城下町や市場町の商人が経済的地位を高めるに至り、次第に供御人・神人等の「市」に占める影響力が奪はれて行き、「市場」の経済的機能の変革が見られ、地域の特産品の大量集荷となり官支配の経済となり、藩・領の経済の担い手となり発展してゆく。

延文十八年 市場祭示文写

武州文書 所載

市場之祭文

謹請散供再拜カカ、敬白、

夫市といつ(言う)は、私のはかり事にあらず、伊勢天照太神・住吉大明神の御はかり事なり、衆生のたからに何事かあるべき、市にましたる宝八あらし、門前の市・しゆんの市・たからの市・唐戸に八津間の市・西南の市と名付たり、天竺のもんせんのを吾朝にうつして、松堂をいはひ守護神をあかめ、十物十、百物百、千物千、種々色々の物を松堂の御前にそなえたてまつり、境神・当国六所大明神・口の御たけ・安光・高谷・塩舟等七所の権現、殊に八此所の鎮守、普天率土の有情非情、大小神祇、冥道を驚(敬)而言ク、

今南閩浮提日本国王城のひかし(東)、武州庄郡郷村に市をたて、種々の物けうやくを(交易)をしめさん

とす、市ハこれ万物のあつまる（集）所、町ハ財宝けうやく（交易）の構えなり、国土豊饒のはかり事、人民のたから、なに事かこれにしかんや、依之農帝の御代よりはしめて市をたてしよりこのかた、漢土日本國諸郡市をたてぬる、これひとへに国土太平の源なり。

然則吾朝に市立はしめし事ハ、昔大和國宇多郡に、三輪の市をたて、いちおり長者此市を立はしめ、此のかた、住よしの浜に草木の市と名付て、九月十三日に立けり、それより西のはまのえびすの三郎殿の浜の市とて立、ひたち（常陸）の國鹿嶋大明神も七月七日に市を立はしめ給しより、尾張國あつた（熱田）の大明神も熱田に市を立たまふ、下野國日光權現も中市を立たまふ、出羽國羽黒權現もたうけ（手向）の市を立たまふ（給）、信濃國諏訪大明神も御さ山の市をたてたまふ、武州六所大明神も五月え（會）の市を立たまふ、あたちの（足立）郡氷（氷）河大明神も氷河の市とて立たまひて。

人民をまほり（護）國々保々莊園鄉村里々に市をたつる事、神のめぐミより出たり、神かならず擁護し給はんにおいてハ、國家おたやかに人民もゆたかなり、故に正直のまつり事を驚の世といひ、正直の卒（率）法を驚の法と名付たり、しかるに身のうえの飾、口の中の食も、ミな市をもつて躰とし、町をもつて本とす、然則当地頭ならひに在地の貴賤上下、一身（味）同心の儀をいたし、はしめて彼所に店屋をこしらへ、あたらしく市をたて、守護神市姫とあかめたてまつる物也。

本地を申せば、往古の大日如来法身のみなもとより出たまひ、和光のちり（塵）にましハリ、化土（度）利生のためと、すいしやく（垂迹）とあらはれたまふ、或八月ともあらわれ、日ともなり給ふ、その光たれかいた、かさらん、或八雨となり雲ともなりたまふ、その徳のおそれ誰かかうむらさらん、したるに飲食衣服金銀珠玉、うる（売）人もかう（買）人も、ことごとく売買の徳利のよろこび（喜）をなし、富貴ハ堯舜の御代にことならず、細々の珍事ちうゆふの難なく、ちかくよりとをきにのぞミ、いま此市にたち入ハ、百廿年の御命を八たもつへし、此市のはんしやう（繁昌）ハ、天ちくの門前市のことくならん、天長地久、御願円満、息災延命のため、時にハ七難即滅、七福即生、百姓与樂、常に歡喜、万春栄花、千秋繁昌、と敬白、

本書者、延文六年辛丑九月九日、
今書、 応永廿二年七月廿日、

武州足立郡蕨市祭成之、

武州足立郡遊馬郷指扇村市祭成之、

武州足立郡与野市祭成之、

武州崎西郡行田市祭成之、

下総州下河辺庄（葛飾郡）花和田市祭成之、

武州足立郡大門市祭成之、

武州足立郡青木市祭成之、
武州足立郡鳩ヶ谷之里市祭成之、
武州河越庄（入間郡）古尾屋市祭成之、
武州伊久宇市祭成之、
下総州下河辺庄（葛飾郡）彦名市祭成之、
武州崎西郡黒浜市祭成之、
武州崎西郡難市祭成之、
武州崎西郡末田市祭成之、
武州崎西郡末田市祭成之、
武州足立郡野田市祭成之、
武州足立郡方柳市祭成之、
武蔵州太田庄（埼玉郡）久米原市祭成之、
下総州春日部郷市祭成之、

貞治元年・正平十六年壬寅（一三六二）

武州崎西郡平野宿市祭成之、

○ 本文書、後世ノモノト思ワルルモ、文中ノ年記ニ從イ、便宜ココニ収ム。

武州入間郡水子郷市立時、羽倉彦次郎市祭成之、
「是ヨリ書ツキノ様見ユル」
武州足立郡かう之すの市祭成之、
武州足立郡いつきほり市祭成之、
下総国下河辺（葛飾郡）吉河市祭成之、
武州伊草（比企郡）市祭成之、（草加の誤か？）
武州き西こうり八十市祭成之（八条か）
武州き西こうりかゝさねかふ道いちまつり
武州大田庄（太）たかゆわ（高岩）いちまつり是なり、
下総国（埼玉郡）十もり嶋の市祭成之、
武州崎西郡岩付ふち宿市祭成之、
武州崎西郡岩付くぼ宿市祭成之、

以
上

参 考 資 料

越 谷 市 史
新編武蔵風土記稿
埼玉歴史事典
埼玉県の歴史
歴史講座中世



題 名	越谷市文化祭出品 越ヶ谷町本町 市 神 神 社
発刊日	平成五年五月一日
著 者	越谷市郷土研究会員 山 崎 善 司
発行社	越谷市弥生町一の九 山 崎 善 司
発行所	越谷市弥生町一の九 山 崎 企画 工房 TEL 6213733